

基本使用許諾契約

この基本使用許諾契約（以下「**本契約**」といいます。）は、____年____月____日付で、インドの法律に基づき正式に設立されて存続し、806 Siddharth, 96 Nehru Place, New Delhi-110019 に登録事務所を有する会社である **HCL Technologies Limited**（以下、「**ライセンサー**」または「**HCLT**」といいます）、330 Potrero Avenue, Sunnyvale, CA 94805 に事務所を有するデラウェア法人である HCL America, Inc.（以下、「**ライセンサー**」または「**HCLA**」といいます）（以下、HCLT と HCLA を総称して「**HCL**」といいます）および [*****]（以下、「**ライセンシー**」といいます。）間で締結されました。

本契約は、HCL 本件プログラムおよび関連する本件サポート（以下に定義します。）の受領および使用について規定します。以下、HCLT、HCLA とライセンシーを個別に、または総称して「**当事者**」または「**両当事者**」といいます。

1. 定義

本契約に定義されている用語のほか、以下の用語は、以下に定める意味を有します。

- 1.1. 「**関連会社**」とは、HCL またはライセンシーを支配しているか、支配されているか、または共通の支配下にある事業体を意味し、そのような支配とは、(a) 発行済議決権付株式および／またはこれに相当する持分の 50%を超える直接的または間接的な保有、または(b) 発行済議決権付株式および／またはこれに相当する持分の保有、契約、その他の方法を問わないが、発行済議決権付株式および／またはこれに相当する持分を 50%を超えて直接的または間接的に保有するのと同程度の、経営および方針を指示または指示させる権限、のいずれかによって生じる支配を意味します。
- 1.2. 「**許可ユーザー**」とは、本契約の条項に従って本件注文において特定され、本契約の第 3 条および第 4 条の条件に従って、指定された本件プログラムにアクセスして使用することをライセンシーより許可された者を意味し、それには従業員、臨時代理店スタッフ、請負業者、コンサルタント、サービスプロバイダを含みます。
- 1.3. 「**ドキュメンテーション**」とは、HCL のガイド、マニュアル、その他の技術情報であって、本件プログラムの機能や利用方法を説明した、印刷形式および機械読み取り可能な形式のものを意味します。
- 1.4. 「**発効日**」とは、本契約の締結日または最初の本件注文の日付のいずれか早い日を意味します。
- 1.5. 「**フィードバック**」とは、(i) 本件プログラムおよびドキュメンテーションの定義、設計または検証に関するライセンシーの要件、入力、コメント、回答、意見、およびフィードバック、または(ii) 本件プログラムの仕様、設計または検証に含めるべき、HCL に対するライセンシーの技術的な本件プログラム要件を意味します。
- 1.6. 「**料金**」とは、本件注文で指定された、または本契約に規定されるライセンス料、本件サポート料、およびその他の料金を意味します。

- 1.7. 「**知的財産権**」または「**IPR**」とは、特許性の有無を問わず、アイデア、発明、発見、プロセス、著作物、マーク、名称、ノウハウ、および全世界的に認められている当該資料のあらゆる権利を意味し、これには、全世界の裁判管轄地で認められている特許、発明者証明書、実用新案、著作権、著作者人格権、営業秘密、マスクワーク、およびすべての関連、類似またはその他の知的財産権、それらに関するすべての出願および登録を含みます。
- 1.8. 「**ライセンス容量**」とは、本件注文に特定されたとおりを使用許諾された各本件プログラムの数量を意味します。
- 1.9. 「**ライセンス情報文書**」とは、本件プログラムに固有の情報および追加条件を提供する文書を意味します。適用されるライセンス情報文書は、下記リンクで入手できます。
<https://www.hcltechsw.com/wps/portal/resources/license-agreements>
- 1.10. 「**オブジェクトコード**」とは、すべてのコンピュータプログラミングコードなど、コンピュータによって直接実行可能で、完全にバイナリーフォームのソフトウェアを意味し、これには実行コードの意図した使用をサポートするために必要なヘルプ、メッセージ、オーバーレイ、その他のファイルを含みます。
- 1.11. 「**オープンソースソフトウェア**」とは、オープンソースライセンスに基づいて使用許諾されたソフトウェアを意味します。
- 1.12. 「**本件注文**」とは、合意された書面または電子文書、およびライセンシーが発行する発注書であって、契約の条件に従って使用許諾される本件プログラム、そのライセンス容量、適用される料金（税金および支払条件を含みます。）、購入される本件サポートおよびその他の適用される条件を特定するものを意味します（ここには、追加の許可ユーザーのリストを含みますが、これに限定されません。疑義を避けるために付記すると、ライセンシーは、そのような追加許可ユーザーが本契約の条件に同意し、遵守していることについて責任を負うものとし、当該義務は本契約第 3 条の一部とみなされます。）。本契約に基づいて発注する際の両当事者の管理の際の便宜のみを目的として、両当事者が HCL 注文書式（HCL 本件プログラムライセンスおよびサポートオーダースケジュール）に署名する代わりに、ライセンシーは HCL 注文書式を参照した発注書を発行することができ、かかる発注書は、発注目的のための本件注文とみなされますが、当該発注書に記載された異なった条項は適用されません。この発注書は、価格、製品／サービスの選択、および本契約に基づいて発注するための数量を特定することのみを目的とします。
- 1.13. 「**本件問題**」とは、本件プログラム要件と共に使用された場合に、本件プログラムの動作がドキュメンテーションから逸脱し、ドキュメンテーションに記載された方法で本件プログラムを使用するライセンシーの能力に影響を与えるような再現性のある状態を意味します。
- 1.14. 「**本件プログラム**」とは、HCL がライセンシーに提供する、ソフトウェア（該当するライセンス情報文書に記載されている第三者ソフトウェアを含みます。）のオブジェクト・コードおよびそれに付随するすべてのドキュメンテーションを意味し、HCL が本件サポートのもとでライセンシーに提供するすべての対象を含みます。
- 1.15. 「**本件プログラム要件**」とは、ドキュメンテーションやライセンス情報文書に記載されている、もしくは本件プログラムに含まれていないか、または本件プログラムの一部としてではなく HCL が提供

するその他の仕様書で特定されている、本件プログラムがドキュメンテーションに従って作動することを確実にするために必要な、ソフトウェア、材料、オペレーティングシステム、ハードウェア、プラットフォーム、および前提条件を意味します。

- 1.16. 「**相互オープンソース・ソフトウェア**」とは、オープンソース・ソフトウェアであって、そのライセンスの使用、変更、頒布の条件として、結果として生じるソフトウェアが、(i) ソースコードの形で開示または頒布されていること、(ii) 派生物を作成する目的で使用許諾されていること、(iii) 無償で再配布可能であることを要請しているものを意味します。
- 1.17. 「**ソースコード**」とは、人間が読み取り可能な形式のコンピュータ・プログラミング・コードおよび関連するシステム・レベルの文書を意味し、関連するすべてのコメント、記号、ジョブ制御言語などの手続型コードを含みます。
- 1.18. 「**本件販売地域**」とは、米国または適用される法律や規制の下で禁輸国または制裁国とみなされている国を除く、全世界の領域を意味します。
- 1.19. 「**第三者ソフトウェア**」とは、第三者のソフトウェア、オープンソース・ソフトウェア、ライブラリ、および本件プログラムに組み込まれているか、または本件プログラムに含まれているコンポーネントを意味します。

2. 契約書の構成

HCLA は、VoltMX プログラムの知的財産権の保有者であり、ライセンサーです。HCLT は、その他のすべてのプログラムおよび関連するすべての知的財産権の保有者およびライセンサーです。HCLA は HCLT の完全子会社です。HCL は、有効な本件注文に記載の対象についてのみ、ライセンサーに対し、使用する権限を許諾し、本件サポートを提供します。米国での発注については、HCLA が、VoltMX プログラムの各注文の請求主体となり、HCLT がその他の注文の請求主体となります。その他の地域では、請求主体は該当する本件注文に記載されている HCL の企業となります。各本件注文は、本契約および該当があればライセンス情報文書の条件に従うものとし、本契約に明示的な記載がない限り、他の本件注文とは独立した個別の契約とみなされます。本件注文は、本契約に基づき、(a)HCL または HCL の関連会社、(b)ライセンサーまたはライセンサーの関連会社の間で発注・受諾することができます。本件注文において、HCL またはライセンサー（またはお客様）という場合、本件注文を執行する当事者を指すものとします。本契約の締結または本契約に含まれるいかなる条項によっても、いずれかの当事者が本件注文を締結する義務を負うものではありません。本件注文が HCL によって提案された場合であって、それが有効な提案とみなされる場合、当該提案に対する受諾は、提示された条件の範囲に限定されます。また、本契約第 1 条第 1 2 項（本件注文）に記載のとおり、ライセンサーがライセンサー仕様の発注書、注文書、確認書、その他のライセンサーからの通信書面を提出して本件注文を提案し、または受諾した場合には、HCL がこれらの書類を承認し、受諾し、その全部または一部を履行するか否かにかかわらず、HCL は、これらの書類に追加または異なる条項が記載されている場合は異議を唱え、これを拒否し、また、HCL が請求書発行の目的で当該書類を使用し、または参照したとしても、かかる追加的条項または異なる条項が、両当事者間の契約の一部となることはありません。

3. ライセンスの許諾

- 3.1 本契約、該当するライセンス情報文書および有効な本件注文に定める条件およびその他の制限事項（そこに定められた料金の適時の支払いを含みます。）を条件として、HCL はライセンシーに対し、HCL IPR に基づき、(i) 対象地域内で、(ii) ライセンス容量を上限とし、(iii) ライセンシーの内部事業目的のためにのみ、(iv) 該当する本件注文に記載された契約期間に限り、(v) ドキュメンテーションおよび適用される本件注文に従って、本件プログラムを、インストール、アクセス、および使用を行うために、非独占的、譲渡不能、限定的、かつ取消可能な形で、サブライセンスの権利を付与することなく、使用許諾します。疑義を避けるために付記すると、ライセンシーは、派生物の作成、本件プログラムの譲渡、頒布、リース、貸与、またはその他の方法で本件プログラムを移転する権利を有しません。
- 3.2 ライセンシーの関連会社および許可ユーザーは、本契約の条件に基づき、本件プログラムおよび本件サポートをインストール、アクセス、および使用することができ、かかる使用は、ライセンシーによるライセンス容量の利用状況を判断する際に計上されるものとします。ライセンシーは、その関連会社および許可ユーザーの合意を取り、本契約および本件注文の条項を遵守させることについて、全責任を負うものとします。
- 3.3 本件プログラムがプレリリース版、アルファ版またはベータ版の本件プログラム（以下、「プレリリース・プログラム」といいます。）であり、現在までに一般に入手できない場合、HCL は、一般に入手可能なリリースがプレリリース・プログラムと同一であること、または一般に入手可能なリリースが再インストールを必要としないことを保証するものではありません。ライセンシーは、サポートに登録する場合、または HCL が要求する場合には、プレリリース・プログラムの操作について、ライセンシーの経験に関する具体的な情報を HCL に提供することに同意するものとします。ライセンシーは、プレリリース・プログラムが (a) テスト目的でのみ使用されるものであり、HCL が書面で別途承認しない限り本番稼動を行わないこと、(b) テストやデバッグが行われておらず、実験的なものであること、また、ドキュメントが草案である場合があり、多くの場合、不完全であることに同意し、承知しているものとします。ライセンシーは、HCL がプレリリース・プログラムの完全性、正確性、ライセンシーの使用または操作に関していかなる表明も行わないことに同意するものとします。プレリリース・プログラムは「現状有姿」で提供されることを基本としており、本契約に記載されている明示的な保証とともに、明示または黙示を問わず、タイトル、非侵害、商品性、目的適合性の保証または表明を含めて、あらゆる種類の補償、表明保証はなされないものとします。ライセンシーがプレリリース・プログラムのテスターでもある場合（プレリリース・プログラムを取得する前の登録プロセスにおいてライセンシーが同意したプレリリース・テスト契約（以下、「プレリリース契約」といいます。）によって定義されます。）、ライセンシーは、本契約の条項がプレリリース契約の条項に追加されるものであり、本契約の条項はプレリリース契約の条項に優先するものではないことに同意するものとします。
- 3.4 本件プログラムが試験、実証、評価のために使用許諾されている場合、ライセンシーは、第 4 条に規定された使用制限に従い、適用される本件注文や試用文書に定義された試用期間（以下、

「試用期間」といいます。)の間、試験、実証、評価の目的のみで使用するものとします。試用期間が終了した時点で、本件プログラムを使用するライセンシーの権利は自動的に失効し、ライセンシーは、本件プログラムをアンインストールし、本件プログラムのコピーの全部または一部をHCLに返却するか、または本件プログラムのコピーの全部または一部がライセンシーのコンピュータ・ライブラリおよび／または記憶装置から削除され、破棄されたことをHCLに書面で証明することに同意するものとします。試用期間を超えて本件プログラムの使用を継続することを希望する場合、ライセンシーは、HCLまたはHCLの関連会社に連絡して、該当する料金で本件プログラムのライセンスを受けることができます。試用期間中のライセンシーによる本件プログラムの使用は「現状有姿」を基本としており、本契約に記載されている明示的な保証とともに、明示または黙示を問わず、タイトル、非侵害、商品性、目的適合性の保証または表明を含めて、あらゆる種類の補償、表明保証はなされないものとします。

- 3.5 本項の条件は、本件プログラムにソフトウェア開発キット（以下、「SDK」といいます。）が含まれている場合、SDKの使用にのみ適用されます。SDKには、ソフトウェア、API、および関連文書が含まれる場合があります。SDKは、第三者ソフトウェアやハードウェアを本件プログラムと統合させるソフトウェアや、エージェントなど本件プログラムと共に機能するソフトウェアを開発するために、ライセンシーの内部使用目的でのみ提供されるものとします。ライセンシーによるSDKの使用は、ライセンシーによる本件プログラムの内部使用を強化する目的のみに限定されます。本件プログラムに関するいかなる種類の頒布権もライセンシーには付与されません。以下に記載の第4条に定める使用制限に加えて、ライセンシーは、SDKまたはSDKの実行可能バージョンを含む文書またはアプリケーションを、第三者に対しましてはインターネット上で複製、開示、販売、頒布してはならず、または適用される許可された使用制限を超えて当該実行可能ファイルを使用してはならないものとします。本条項と本契約の他の条項との間に矛盾がある場合は、SDKの使用に関してのみ本条項が優先します。適用される法律で認められている最大限の範囲で、また、本契約に記載されている内容にかかわらず、SDKは、「現状有姿」で提供、使用許諾されており、本契約に記載されている明示的な保証とともに、明示または黙示を問わず、タイトル、非侵害、商品性、目的適合性の保証または表明を含めて、あらゆる補償や表明保証はなされないものとします。
- 3.6 ライセンシーは、本件プログラムに第三者ソフトウェアが含まれている可能性があること、および／または本件プログラム要件を必要とする可能性があることを認めるものとします。本件プログラムに第三者ソフトウェアが含まれている場合、当該第三者ソフトウェアは、当該第三者ソフトウェアのライセンスに従ってライセンシーが利用できるようになります。本件プログラムが本件プログラム要件に依存している場合、本件注文で明示的に別段の定めがない限り、ライセンシーは、(a) HCLおよびその関連会社は、該当する本件プログラム要件を使用するための知的財産権を取得しておらず、また、ライセンシーに譲渡していないこと、(b) 本件プログラム要件に必要な権利／ライセンスの調達については、ライセンシーがその費用で単独で責任を負うこと、(c) HCLは本件プログラム要件についていかなる保証もサポートも提供していないこと、(d) 本件プログラム要件に関し

て要求がある場合、すべて本件プログラム要件の該当する第三者提供者に対して行うべきこと、の各項に同意するものとします。

4. ライセンスの制限

4.1. 制限 ライセンシーは、第3条で明示的に許諾された制限付ライセンス以外に、明示的であるか黙示的であるかを問わず、また禁反言やその他の理由から生じるか否かを問わず、本件プログラムに関するいかなる権利も有しておりません。ライセンシーによる本件プログラムの使用に関する詳細な制限は、以下に記載の通りです。本契約で明示的に許諾されている場合を除き、ライセンシーは以下の行為を行わないものとします。

- 4.1.1. 法律で義務付けられている場合を除き、派生物を作成したり、本件プログラムを使用、複製、変更、頒布、譲渡、サブライセンス供与、リース、貸与、移転すること。
- 4.1.2. 自社に代わって、および/または無関係の第三者に代わって、アウトソーシングやサービス・ビューローの環境で本件プログラムを使用すること、またはライセンシーに代わって、アウトソーシングやサービス・ビューローのプロバイダーが本件プログラムを使用することを許可すること。
- 4.1.3. エンドユーザーに対して、オンプレミス配布として本件プログラムを配布したり、クラウドサービスやソフトウェア・アズ・ア・サービス（SaaS）として本件プログラムを提供すること。
- 4.1.4. オブジェクトコード形式で提供される本件プログラムのソースコード形式をリバースエンジニアリング、リバースアセンブル、リバースコンパイル、翻訳、またはその他の方法で発見しようとする。ただし、その特定の本件プログラムに組み込まれているオブジェクトコードの特定のコピーに関してのみ、ライセンシーが事業を行う場所の国または地域の法律（契約上の権利放棄の機会なく）によって許可されている場合を除く。
- 4.1.5. 本件プログラムの構成要素、ファイル、モジュール、視聴覚コンテンツ、または関連する使用許諾を受けた資材のいずれかを、本件プログラムとは分離して使用すること。
- 4.1.6. 本件プログラム内のライセンスメカニズムを無効にしたり、回避しようとする。
- 4.1.7. 本件プログラム内の著作権、商標、特許表示を改ざんまたは削除すること。
- 4.1.8. 本件プログラムが相互オープンソースソフトウェアとして使用許諾されることを要求する方法で本件プログラムを使用すること。

5. フィードバック

ライセンシーは、HCL にフィードバックを提供する義務を負いません。ライセンシーが HCL にフィードバックを提供する場合、ライセンシーは、HCL に対し、当該フィードバックを、ライセンシーが有する知的財産権すべてに基づいて作成、使用、販売、販売の申し出、作成、輸入、複製、派生物の作成、頒布、組み込み、またはその他の方法で使用する権利を、全世界的、非独占的、永久的、取消不能、ロイヤルティフリーで、サブライセンスする権利付きで許諾するものとします。

6. 知的財産権の帰属

ライセンサーは、ライセンサーと HCL との間で、HCL が本件プログラムの知的財産権のすべてについて、独占的な権利、権原および利益を有することを認めます。本契約により企図される取引に関連して、「購入」、「販売」、または類似の用語が使用されていたとしても、本件プログラムは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。HCLA は、HCLT の IPR のサブライセンサーではありません。また、HCLT は、HCLA の IPR のサブライセンサーではありません。

7. 引き渡し

ライセンサーが適用されるすべての支払い義務を履行していることを条件に、HCL はライセンサーに対し、本件プログラムを使用可能な状態にします。すべての本件プログラムは、本件注文に明記されていない限り電子的に配信され、ライセンサーは、HCL の要求に応じて、指定された対象が電子的に受領されたことを証明する書類を HCL に提出することに同意するものとします。

8. サポートとアップデート

サポートサービス（以下、「本件サポート」といいます。）は、<https://support.hcltechsw.com/csm> に掲載されている最新のサポートガイド（以下、「本件サポートガイド」といいます。）の記載に従って、HCL が提供します。本件プログラムのライセンスを購入すると、ライセンサーは、本件注文に記載されている本件プログラムの標準的な本件サポートを最初の 12 ヶ月間、追加費用なしで受けることができます。HCL の本件サポートの有効期間、HCL は本件サポートの一環として、欠陥の修正、制限、バイパス、新バージョン、リリース、またはアップデートを提供することがあります。本件サポートの下で提供される対象は、HCL が最初にライセンサーに使用許諾した本件プログラムおよび該当するライセンス情報文書と同じ条件、使用制限および制約に従うものとします。

9. ライセンサーデータとプライバシー

9.1. 管理者としての HCL ライセンサーは、HCL およびその関連会社が、ライセンサーによる HCL プログラムおよび関連サービスやサポートの利用に関連して、あるいは HCL とライセンサーとのビジネス関係を促進するために、ライセンサーのビジネス上の連絡先情報を、ビジネスを行うあらゆる場所で保存および使用することを許可します。データ管理者として HCL が使用するすべての個人データは、<https://www.hcltechsw.com/wps/portal/legal/privacy> に掲載されている HCL オンラインプライバシーステートメントの条件に基づいて処理されます。

9.2. 個人情報を除いたデータ ライセンサーが本件プログラムのエラーや本件問題の原因を特定するのを支援するために、HCL はライセンサーに特定の情報を HCL に送信するよう求めることがあります。そのような情報には、個人を特定できる情報を除き、メタデータ、使用メトリクス、および/またはシステムデータが含まれる可能性があります。ライセンサーは、HCL がエラーおよび問題に関する情報を、製品およびサービスの改善、ならびに関連するサポートの提供を支援するために使用することを認めるものとします。ライセンサーは、そのようなデータを提供する前にバックアップを取

り、HCL が承認した安全なチャネルを通じてのみ送信することに責任を負います。

- 9.3 処理業者としての HCL 本件プログラムを使用するため、またはサポートや関連サービスを受け
るために、ライセンサーが個人を特定できる情報（サポートチケットやファイルの添付ファイルに含
まれる情報を含む）を HCL に提供する場合、そのような情報は HCL によってデータ処理業者
として処理されるものとします。発効日に掲載された

<https://www.hcltechsw.com/wps/portal/resources/master-agreements> にあ
る HCL のデータ処理に関する補遺（「DPA」）の条件は、かかる処理に適用されるものとし、参
照することにより本契約に組み込まれるものとします。欧州経済地域（EEA）、英国およびスイ
スからの個人データが HCL によって処理される場合、DPA に記載されているとおり、標準契約
条項（SCC）が適用されます。標準契約条項の目的上、ライセンサーおよびその関連会社は
それぞれデータ輸出者であり、ライセンサーが本契約を受諾することにより、標準契約条項および
附則を締結したものと扱われます。ライセンサーは、いかなる目的であれ、センシティブな個人
データ/特別なカテゴリーの個人データを HCL に提供する理由がないことを認識し、HCL の事前
の書面による同意なしに、サポートチケットまたはファイルの添付ファイルに同データを含めないもの
とします。

- 9.4 ライセンサーのデータ保護 HCL は、ライセンサーのデータのセキュリティ、機密性、および完全
性を保護するために、適切な管理的、物理的、および技術的な保護手段を維持します。HCL
の技術的および組織的措置は、<https://www.hcltechsw.com/resources/sw-toms>
を参照してください。

10. 支払い

- 10.1. 料金 ライセンサーは、本件注文に記載されているとおり、控除、相殺、源泉徴収なしに、料金
の全額を支払うものとします。本件注文に定めがある場合を除き、支払いはすべて米国ドル
（USD）建てとします。支払いは前払いです。ライセンサーは、請求書の日付から 30 日以内
に、本件注文に基づいて正式に請求された金額を HCL に支払うものとします。ライセンサーは、
HCL が書面で指定した指定銀行口座への電子送金により、本件注文に記載ある全額の支払
いを行うものとします。本件注文に基づく支払期日を過ぎた金額には、当初の支払期日から毎
月 1 %の利率または法定利率の上限のいずれか低い方の利率で遅延利息が発生します。本
契約に規定されている場合を除き、すべての料金は返金不可であり、キャンセルはできません。
お客様は、請求書の全部または一部について善意の紛争が生じた場合、ライセンサーは請求書
を受領してから 10 日以内に HCL に書面で通知するものとし、通知を受領した日から 10 日以
内に紛争が解決しない場合、ライセンサーは争点となっている金額の支払いを保留することがで
きますが、争いのない金額については、本契約に従って支払うものとします。争点となっている金
額について、事後に HCL が支払われるべきと決定した場合、または当事者間で紛争が解決し
た場合には、当該決定または解決後 7 日以内に支払うものとします。

- 10.2. 追加料金を請求する権利 HCL は、(i)第 11 条に定めるような過剰展開、および(ii)本件サポートおよび/または他の本件プログラムが失効した場合に再登録が必要な場合には、ライセンサーに通知した上で、追加料金を請求する権利を有します。
- 10.3. 税金 お見積りの料金はすべて税別です。ライセンサーは、HCL の純利益、総収入、雇用義務に基づく税金を除き、本件注文に関連するすべての売上、使用、付加価値、GST、その他類似の税金や公租公課を支払う責任を負うものとします。HCL が適用される法により税金や手数料を徴収し、送金する義務がある場合、適切な金額の税金や手数料が請求され、適用される請求書に記載されます。ライセンサーは、適用される法律で要求される源泉徴収税を負担することに同意するものとし、適用される源泉徴収税を控除した後の HCL への純支払額が、源泉徴収税が適用されなかった場合と同額になるように、本件注文に基づく支払額を増加させるものとします。ライセンサーは、HCL の請求書に記載されている内容に関わらず、適用される税金および手数料を HCL の請求額から控除することなく、適時かつ正確な金額を支払う単独の責任を負うものとします。

11. ライセンスの遵守

ライセンサーは、HCL が、本契約および/または本件注文の遵守状況を確認するために、ライセンサー、関連会社および許可ユーザーの本件プログラムの使用状況を、12 ヶ月間に 1 回を限度として監査することに同意するものとします。かかる使用状況にはソフトウェア・ログを含みますが、これに限定されないものとします。HCL は、ライセンサーが本契約の条項を遵守していることを確認するために必要な範囲で、当該ソフトウェアログのコピーを作成することができます。HCL は、その選択と費用により、独立した第三者に監査を依頼することができますが、その場合当該第三者は、本契約と矛盾のない守秘義務の対象となることを条件とします。監査は、ライセンサーの関連会社および許可ユーザーのサイトで、本件プログラムがインストールされ、使用され、またはアクセスされている場所であれば、リモートも含めて、どのような場所でも実施することができます。監査にかかる費用は、HCL が負担するものとします。HCL は、監査に先立ち、15 暦日前に通知します。かかる監査は、ライセンサー、その関連会社または許可ユーザーの通常の営業時間内に実施され、HCL は、業務の中断を最小限に抑える方法で監査が実施されるよう、商業的に合理的な限度で努力します。ライセンサー、その関連会社および許可ユーザーは、HCL が当該監査を実施するために合理的に必要なあらゆる支援を提供します。監査により、本契約で承認された以外の本件プログラムの使用などの過少支払いが明らかになった場合、ライセンサーは速やかにその分の支払いを行い、未承認の使用の場合には本件プログラムの料金の差額をその時点での HCL の定価に基づいて支払うものとします。本契約のすべての条項と同様、本条における HCL の権利および救済措置は、本契約および本件注文に基づき、または法律上または衡平法上 HCL が有する、その他の権利および救済措置を阻害するものではありません。本条に基づく H C L の監査権は、本件注文上のライセンス期間、関連する永久ライセンス、または本契約のいずれか長いものの期間を超えて、2 年間存続するものとします。

12. 契約期間および終了

12.1. 有効期間 本契約は、発効日に有効になり、本契約に定められた条件に従って終了するまで有効に存続するものとします。本件プログラムのライセンス期間（以下、「サブスクリプション期間」といいます。）と本件サポートの提供期間（以下、「本件サポート期間」といいます。）は、該当する本件注文に記載されるものとします。

12.2. ライセンサーによる解約 ライセンサーは、HCL が本契約の重大な不履行を犯し、その詳細を書面で HCL に通知した後 30 日以内に当該不履行を是正しなかった場合、HCL に書面で通知することにより、該当する本件注文に記載されている本件プログラム・ライセンスまたは本件サポートを解約することができます。

12.3. HCL による解約（または停止） HCL は、以下の場合には、いつでも、本契約および／または本件注文の全部または一部を解約し、または停止させることができます。

12.3.1. HCL が、（i）当該支払期日からさらに 15 日以内、または（ii）12ヶ月間に2回以上、HCL の請求に対して、本契約または適用される本件注文に基づく支払条件に従った支払いを受領できなかった場合。

12.3.2. ライセンサーが、HCL、その関連会社、またはそのライセンサーの知的財産権を侵害した場合、またはライセンスの射程範囲外で本件プログラムを使用した場合。

12.3.3. ライセンサーが本契約または本件注文に対する重大な不履行を犯し、(i) HCL がライセンサーに書面で通知してから 30 日以内に当該不履行を是正しなかった場合、または(ii) 当該違反が是正不可能な場合。

12.3.4. ライセンサーが、(i) 破産の申立てをするか、またはその申立てを受けた場合、(ii) 資産または事務を処理するために管財人を選任した場合、(iii) 債権者の利益のために譲渡をするか、またはしようとした場合。

このような場合、HCL は、その都度、書面で解約または停止の通知を行うものとします。疑義を避けるために付記すると、HCL が有する解約または停止する権利は、HCL が有するその他の権利に加えて、HCL が有するものです。

12.4. 解約または期間満了の効果 本契約または本件注文の全部または一部が解約され、または期間満了した場合、

12.4.1. 本契約で付与されたライセンスは、永久ライセンス（ただし、本契約で規定されている方法での終了した場合を除きます。）を除き、すべて終了します。

12.4.2. ライセンサーは、契約の解約日または期間満了日に、本契約および／または本件注文に基づいて期限の到来した金額全額を HCL に支払うものとし、ライセンサーが、HCL が重大な債務不履行を是正しないことを理由に本契約を解約した場合を除き、ライセンサーは、本契約または本件注文（場合により）が解約されなかった場合にそれぞれの期間にわたって支払われたであろう料金の全額を支払うものとします。

12.4.3. ライセンサーは、ライセンサーが保有している、終了した本件プログラムおよびドキュメンテーション（本契約の規定に従って終了した以外の、永久ライセンスを除きます。）のすべて

のコピーを HCL に返却するか、または破棄したことを証明するものとします。

12.4.4. 本契約または本件注文の定める、関連する本件サポート義務はすべて終了し、ライセンサーはアクセスができなくなります。

12.4.5. HCL は終了した本件プログラムについて、ライセンスキーを（遠隔操作またはその他の方法で）無効にし、または本件サポートを終了する権利を有します。

12.5. 停止の効力 HCL が本契約および／または本件注文の全部または一部を停止した場合、

12.5.1 停止期間中は、影響を受ける本件プログラムのライセンスおよび／または本件サポートの提供が停止されます。

12.5.2 停止期間中は、HCL の義務（守秘義務を除く）が停止されます。

12.5.3 ライセンサーは、一時停止期間中の料金についても責任を負います。

12.5.4 ライセンサーの義務は、一時停止期間中も有効となります。

12.5.5 一時停止は、一時停止の原因となった条件をライセンサーが是正したと HCL が合理的に判断するまでは、撤回されません。

13. **秘密保持条項**

本契約で明示的に許可されている場合を除き、両当事者は、開示者から取得した、本件プログラム、ドキュメンテーション、その他のすべての未公開または固有の情報、またはその形式、性質、内容、または伝達方法により、合理的な受信者にとっては秘密または固有とみなされるような情報（以下、「**秘密情報**」といいます。）を、その秘密が保持された状態におくものとします。両当事者は、本件プログラムおよびドキュメンテーションが、HCL 固有の営業秘密として取り扱われることに同意します。いずれの当事者も、秘密情報を、その関連会社およびライセンサーの許可ユーザーに対して、知る必要がある場合で、本第 13 条と同様の制限の下で開示される場合を除き、あらゆる個人または事業体に対して、いかなる形でも開示しないものとします。いずれかの当事者の従業員ではない秘密情報の受領者は、本条項以上に厳格な秘密保持条項に従わなければなりません（非従業員の場合には、かかる制限は、該当する請負業者/個人/法人によって締結された書面の契約書に記載されるものとします）。各当事者は、従業員との書面による契約を含め、自らの秘密情報を保護するための秘密保持体制を維持していること、当該秘密情報が合理的な程度以上の注意を払って保護されること、およびその受領者が本条を遵守することについて、他当事者に対して表明し、保証するものとします。情報を受領した当事者が、開示した当事者の秘密情報が不正に使用され、または開示されたことを知った場合には、当該不正使用または開示に関して受領当事者が知っているすべての事実を速やかにかつ十分に開示当事者に通知し、開示当事者が当該開示を制限するための保護命令またはその他の適切な救済措置を講じる際に、合理的な限度で協力するものとします。

14. **性能保証**

14.1. HCL は、ライセンサーが本契約の規定を遵守することを条件に、本件プログラムの引渡し後 6 ヶ月間（以下、「**保証期間**」といいます。）、ドキュメンテーションに記載されている仕様に従って、

本件プログラムが実質的に作動することを保証します（以下、「**性能保証**」といいます。）。

- 14.2. 性能保証は、ライセンサーもしくはその担当者、またはその他の HCL 以外の個人または事業体の作為または不作為によって引き起こされた、本件プログラムの本件問題、故障、欠陥については保証の対象とはなりません。例えば(a) 本件プログラムの誤用、破損、(b) HCL が自ら行ったのではなく、事前に書面で承認もしていない本件プログラムの改変、(c) HCL が提供していない他のソフトウェア、ハードウェア、またはクラウドインフラストラクチャとの組み合わせまたは使用、(d) 相互に書面で合意したドキュメンテーションまたは本件プログラム要件に記載されている動作環境以外での本件プログラムの使用、(e) HCL が提供するアップデート、パッチ、修正のインストールの不備、などの場合ですが、これらに限定されるものではありません。
- 14.3. 第 14 条第 1 項で明示的に記載されている制限付き保証は、ライセンサーに対する唯一の保証です。HCL は、その他の保証または条件からは、明示または黙示を問わずすべて免責されますが、それには商品性、満足度、特定目的への適合性、権利、および非侵害の保証または条件を含み、これに限定されません。一部の州または裁判管轄においては、明示または黙示の保証を除外することを認めていないため、上記の適用除外がライセンサーに適用されない場合があります。その場合、これらの保証の期間は、該当する保証期間に限定されます。保証期間終了後は、いかなる保証も適用されません。一部の州または裁判管轄においては、黙示保証の存続期間の制限を認めていないため、上記の制限はライセンサーには適用されない場合があります。
- 14.4. 第 14 条の保証は、本件プログラムを使用許諾する HCL の事業体のみによって提供されるものであり、第三者またはその他の HCL 事業体によって提供されるものではありません。ただし、本第 14 条の免責事項は、すべての HCL 事業体、そのライセンサーおよび第三者ソフトウェアのサプライヤーにも適用されます。これらのサプライヤーは、いかなる種類の保証または条件もなく、当該ソフトウェアを提供します。
- 14.5. 性能保証の救済 上記の性能保証に違反した場合、ライセンサーの救済方法は、HCL がライセンサーと協議の上、(i)業界標準に合致した合理的な努力をして、商業的に合理的な期間内に欠陥を修復するか、(ii)影響を受けた本件プログラムを、ドキュメンテーションに実質的に従ったものと交換するかのいずれかですが、(i)または(ii)で本件問題が解決しない場合には、(iii)ライセンスを終了し、ライセンサーに支払われたライセンス料および/または本件サポート料を比例配分で返金いたします。(iii)が適用される場合、比例配分による返金は、該当する本件注文の有効期間の残り月数に基づいて計算されるものとし、本件プログラムが永久ライセンスの下で使用許諾されている場合は、(返金計算の目的でのみ) 3 年の償却スケジュールを使用するものとなります。上記の保証救済措置は、上記の性能保証の違反に対する HCL の唯一の義務であり、ライセンサーの有する唯一かつ排他的な救済措置です。性能保証の救済は、(i)報告されたエラーや欠陥が HCL によって合理的に再現可能であること、(ii)本件プログラムが変更されておらず、ドキュメンテーションおよび本契約の条件に従って使用されていること、(iii)違反の全部または一部が HCL 以外の製品またはサービスに起因するものではないこと、を条件とします。

15. 補償

- 15.1. 本契約に基づき提供される本件プログラムが特許権、営業秘密、著作権を直接侵害しているとの主張に基づき、ライセンサーに対して提起された訴訟や法的手続において、HCL は、その選択により、和解または防御を行い、ライセンサーに対して最終的に課せられたもしくは HCL が和解した損害賠償金および費用を支払うものとします。請求、申し立て、または訴訟が発生した場合、HCL は、その単独の裁量により、侵害物を除去する方法で本件プログラムをリエンジニアリングするか、侵害物を含まないソフトウェアに置き換えるか、または本契約または該当する本件注文を終了させるかの手段を取ることができます。HCL は、ライセンサーの行為が下記に起因する請求である場合には、費用や損害に対して一切の責任を負わず、また、ライセンサーに対して補償したり、防御したりすることはありません。
- 15.1.1 HCL の納入後に HCL 以外の者によって本件プログラムが変更された場合。
- 15.1.2. 本件プログラムと HCL が提供していないハードウェアまたはソフトウェアを組み合わせて使用した場合。ただし、本件ドキュメンテーションが当該ハードウェアまたはソフトウェアとの組み合わせについて言及しているが、ライセンサーに対してそのような組み合わせを行わない旨の指示のない場合は除きます。
- 15.1.3. 本件プログラム要件および/またはドキュメンテーションに従って本件プログラムを使用しなかった場合。
- 15.1.4. 本件プログラムの不正使用の場合。
- 15.1.5. 取り入れていればライセンサーが申し立てられた侵害を回避できたであろうアップデートやアップグレードを取り入れなかった場合。
- 15.1.6. プレリリース・プログラム（第 3 条第 3 項）として、試用目的（第 3 条第 4 項）および SDK を含む場合（第 3 条第 5 項）の本件プログラム提供の場合。
- 15.2. 上記の義務の履行が、権利侵害が主張された場合の HCL の責任のすべてであり、ライセンサーの唯一かつ排他的な救済手段です。当該義務の履行は、(i) HCL が当該請求について書面で速やかに通知を受けること、(ii) HCL が当該請求の防御または和解について決定権を持つこと、(iii) ライセンサーが合理的に協力し、必要なすべての権限、情報、および支援を与えること、の各点をすべて満たすことを条件とします。

16. 責任の制限

- 16.1. いかなる場合においても、いずれの当事者（または HCL の関係会社およびサプライヤー）も、いかなる特別損害、偶発的損害、間接損害、または付随的損害（ここには利益の損失、収益の損失、機会の損失、信用・善意の損失、事業の妨害または秘密情報その他の情報の損失、およびデータの損失または破損を含みますが、これらに限定されません。）、事業の中断、個人的な損害、本件プログラムの使用または使用不能に起因または関連して発生したプライバシーの損失、またはその他本契約のいずれかの条項に関連した損害については、当事者がそのような損害が発生する可能性を知らされていたとしても、またその救済策が本質的な目的を果た

さなかつたとしても、責任を負いません。

- 16.2. 第 3 条のライセンス許諾、第 4 条のライセンス制限、第 13 条のライセンシーの秘密保持義務、およびライセンシーの支払義務（HCL の監査権に起因する支払を含むがこれに限定されないものとします。）の違反の場合を除き、いかなる場合であっても、直接損害に対するライセンシーの累積的責任は、（請求の根拠にかかわらず）適用される本件注文の金額を超えることはありません。
- 16.3. いかなる場合でも、HCL（およびその関連会社およびサプライヤー）の直接損害に対する累積的責任は、（請求の根拠に関わらず）過去 12 ヶ月間に、該当する製品またはサービスについて適用された本件注文に基づき、ライセンシーが HCL に支払った金額を上回らないものとします。
- 16.4. 第 3 条第 3 項、第 3 条第 4 項および第 3 条第 5 項に基づく場合、HCL はいかなる場合においても、ライセンシーまたは他の当事者に対して、いかなる責任も負いません。その責任には、法律で認められている限度で、契約、不法行為、法律違反を問わず、会社または他者の製品の使用から直接または間接的に発生する、または関連している可能性のある、直接的、間接的、特別、懲罰的、例外的または結果的な損害、損失または責任、時間、金銭または信用を含むがそれに限定されないものとします。
- 16.5. 疑義を避けるために付記すると、(a)ライセンシーおよびそのユーザーの作為や不作為を含む、HCL の合理的な支配の範囲を超えた事項については、HCL は一切の責任を負わず、(b)各当事者はその損害を軽減する義務を負うものとし、(c)本契約に基づく差止および解約権の行使を除き、両当事者は、他方に対して法的措置を開始する前に、30 日間誠実に交渉するものとします。
- 16.6. 前述の免責、制限、および適用除外は、裁判管轄によっては無効である場合があり、ライセンシーの裁判管轄における適用法令で認められている範囲内でのみ適用されます。ライセンシーは、放棄または免責できない追加の権利を有する場合があります。HCL は、法律で認められていない場合であれば、ライセンシーの保証または救済を制限することはしません。

17. その他の条件

- 17.1. 矛盾のある場合 本契約と本契約に対する本件注文との間に矛盾が生じた場合、その本件注文に関してのみ、本件注文の条項が優先します。本契約の条項と本件プログラムのライセンス情報文書との間に矛盾がある場合は、本契約の条項が優先します。本契約のクリックラップ版の条項と交渉後に実際署名された本契約の条項との間に矛盾が生じた場合は、実際に署名された本契約の条項が優先するものとします。
- 17.2. 不可抗力 天災、戦争、暴動、禁輸、民間または軍事当局の行為、伝染病、パンデミック、ベンダーによる納入の遅延、火災、洪水、事故、ストライキ、輸送、設備、燃料、エネルギー、労働力、材料の確保不能など、合理的に予見できなかったもしくは合理的な支配下でない事態による債務不履行（ライセンシーの金銭的義務および各当事者の守秘義務を除きます。）については、いずれの当事者も責任を負わないものとします。不可抗力の場合は、それによって引き起

こされた遅延の期間に相当する期間、納期またはその他の債務の履行のための期限が延長されます。

- 17.3. 輸出 両当事者は、製品、技術、サービス、データを特定の国に対して、または特定のエンドユーザやエンドユーザーのために、直接または間接的に輸出、再輸出、または転送することを禁止または制限する、米国を含む各国で適用されるすべての輸出入法、および関連する禁輸規制や経済制裁規制を遵守するものとします。ライセンシーは、本件プログラムが米国の輸出に関する法律および規制の対象となることを認めます。ライセンシーは、米国の輸出許可または規制によって許可されない限り、本契約または本件注文に基づき HCL が提供する本件プログラムを、(i)米国の輸出に関する法律および規制の下で禁輸国とみなされている国（またはその国の国民）に対して、または(ii)原子力、宇宙、ミサイル、（化学的および生物学的なものを含む）兵器システムを含む、禁止されているエンドユーザーに対してまたはエンドユーザ目的で、輸出または再輸出しないことに同意します。本契約の時点で、禁輸/テロリストとみなされる国は、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダンおよびシリア、ウクライナのクリミア地域です。
- 17.4. 腐敗防止およびその他の法律 各当事者は、本契約または本契約に基づきいずれかの当事者の権利行使または義務の履行に直接的または間接的な関係を有する場合、適用あるすべての法令について自己の費用で遵守するものとします。その法令には、汚職および贈収賄を禁止するすべての法律（1977 年米国海外汚職行為防止法など）、政府および公的機関との取引を管理する法律、独占禁止法および競争法、インサイダー取引、証券および財務報告法、および消費者取引を管理する法律を含みますが、それに限定されないものとします。
- 17.5. 「意図的に空白になっております」
- 17.6. 通知 本契約で規定されている場合を除き、本契約で必要または許可されているすべての通知は書面によるものとし、(i)書留または配達証明付き郵便で、受取証明を要求し、郵便料金前払いで送付するか、または(ii)速達郵便または配達証明書を提供する宅配便で送付すれば、有効かつ十分なものとなります。通知は、信頼できる確認書によって受領が証明された場合に有効となります。通知は、該当する本件注文または本契約に記載されている連絡先情報を使用して両当事者に送付されます。いずれの当事者も、上記に定める方法で他方の当事者に通知することにより、その住所またはその他の連絡先情報を変更することができます。
- 17.7. 請求の制限 契約上の権利放棄または制限が許容されることなく、適用される法律によって別段の要求がある場合を除き、(i) いずれの当事者も、訴訟原因が発生してから 2 年以上経過した後、本契約に起因する、または本契約に関連して発生したいかなる請求についても、形式を問わず訴訟を提起しないものとし、また (ii) かかる期間が満了した場合は、当該請求および請求に関連するそれぞれの権利はすべて消滅します。
- 17.8. 信用調査 HCL は、本契約および/または本件注文の期間中、ライセンシーの信用調査を行うことができ、ライセンシーはこれに同意するものとします。
- 17.9. 存続条項 第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条および第 17 条のすべての条項は、本契約の満了または終了後も存続し

ます。

- 17.10. 譲渡 HCL は、本契約または本件注文の全部または一部を譲渡、委任、下請または移転することができます（本契約に基づく支払受領権を含みますが、これに限定されません）。ライセンサーは、HCL の書面による事前の承諾なしに、本契約または本件注文を譲渡したり、譲渡したりすることはできません。本契約に記載されている場合を除き、ライセンサーが本契約または本件注文を譲渡または移転しようとした場合は、無効となります。
- 17.11. 両当事者の関係 両当事者の関係は、独立した契約者の関係にあります。本契約は、ライセンサーと HCL との間のパートナーシップやジョイントベンチャーを構成するものではありません。ライセンサーは、HCL の代表者でも代理人でもなく、HCL はライセンサーの代表者でも代理人でもありません。公に、または第三者に自らをその旨公表したりしないものとし、他方の当事者に対して何らの責任も負うものではありません。お客様と HCL ビジネスパートナーおよびリセラーとの関係は、お客様と当該 HCL ビジネスパートナーおよびリセラーとの間の契約に従って規律されます。そのため、HCL は、お客様と当該 HCL ビジネスパートナーやリセラー間での取引における作為や不作為について責任を負うものではありません。
- 17.12. 契約の変更 本契約は、両当事者の書面による明示的な合意がない限り、変更することはできません。
- 17.13. 分離可能性 本契約で付与されているかどうか、または他の文書や法律で付与されているかどうかを問わず、すべての権利および救済は累積的なものであり、単独または同時に行使用することができます。いずれかの当事者が本契約の条項のいずれかを行使しなかった場合でも、当該当事者がその後当該条項を行使する権利を放棄したと解釈されることはありません。本契約に記載された条件は、分離可能であることを宣言します。本契約のいずれかの条項が無効、違法、または執行不能と判断された場合でも、残りの条項の有効性、適法性、および執行可能性は、それによって影響を受けたり、損なわれたりすることはありません。
- 17.14. 副本 本契約は複数の副本により締結ことができ、それぞれが原本とみなされますが、すべての契約書が一体となって 1 つの同じ文書を構成します。
- 17.15. 差止命令による救済 ライセンサーは、HCL の知的財産権を侵害して本契約に債務不履行があった場合、HCL が法律上または衡平法上有するその他の権利に加えて、仮差止命令による救済またはその他の衡平法上の救済が、必要かつ適切な救済となることに同意するものとします。
- 17.16. 準拠法、裁判管轄、および陪審員裁判の放棄 米国での購入の場合、本契約に基づいて、または本契約に関連して発生した請求は、カリフォルニア州の実体法に準拠し、カリフォルニア州に所在する連邦裁判所の管轄に服するものとし、(i)両当事者の権利または義務に、他の管轄権の実体法を適用させる抵触法の原則、(ii)1980 年国際物品売買契約に関する国連条約、または(iii)その他の国際法は適用されないものとし、米国内での購入の場合、各当事者は、(i) 本契約に基づいて、または本契約に関連して生じるすべての紛争および訴訟について、カリフォルニア州の裁判所の裁判管轄に服することに取消不能の形で同意し、(ii) 本契約に起

因または関連して生じるいかなる手続においても陪審裁判を受ける権利を放棄します。米国外での購入については、両当事者は、本契約の規定から生じる、または本契約に関連して生じる、ライセンサーとHCLのそれぞれの権利、義務、債務について、ライセンサーが本件プログラムのライセンスを入手した国の法律に準拠して、解釈、および執行することに同意し、その際(i)両当事者の権利または義務に、他の管轄権の実体法を適用させる抵触法の原則、(ii)1980年国際物品売買契約に関する国連条約、または(iii)その他の国際法は適用されないものとします。さらに、本契約の規定から生じる、あるいは本契約の規定に何らかの形で関連するすべての権利、義務、債務は、ライセンサーが本件プログラムのライセンスを入手した国の裁判管轄に従うものとします。

- 17.17. 米国政府の制限された権利 製品およびサービスとともに提供される本件プログラムおよびドキュメンテーションは、連邦規則集 (C.F.R.) 第 48 巻 12.212 に記載の「商業用コンピュータ・ソフトウェア」および「商業用コンピュータ・ソフトウェア・ドキュメンテーション」によって構成され、連邦規則集 (C.F.R.) 第 48 巻 12.101 で定義されている「商業品目」に該当します。連邦規則集 (C.F.R.) 第 48 巻 12.212 および 連邦規則集 (C.F.R.) 第 48 巻 227.7202-1 から 227.7202-4 に従って、すべての米国政府関係のエンドユーザーは、本契約に規定されている権利のみをもって、本件プログラムとドキュメンテーションを取得するものとします。
- 17.18. 公表 いずれの当事者も、他方の当事者の書面による事前の同意を得ない限り、本契約、その内容、または関連する活動を公に発表したり、プレスリリースを行わないものとします。
- 17.19. 完全合意条項 本契約は、本契約に基づいて締結された本件注文とともに、本件プログラムに関する HCL とライセンサーとの間の完全な合意であり、本件プログラムまたは本契約および／または本件注文でカバーされているその他の対象事項に関し、すべての事前または同時の口頭または書面によるコミュニケーション、提案および表明に取って代わるものとします。ただし、発効日より前にライセンサーが第三者から本件プログラムの永久ライセンスを購入した場合、本契約のいかなる条項も、それらのライセンス条件の下で本件プログラムを使用するライセンサーの権利を変更するものではありませんが、HCL は、本契約の期間中および期間満了後、本件プログラムに関する知的財産権を行使する権利を保持するものとします。